

令和4年度第2回聖籠町男女共同参画計画策定委員会資料

次期計画で取り組むべきテーマについて

聖籠町総務課

配偶者暴力防止法に基づく取組み(案)

〈基本目標Ⅱ〉

「人と人・男性と女性」の人権が
尊重され、平等に暮らせるまちづくり

重点目標5 DVを許さない町づくり

重点目標6 安心して相談できる体制づくり

(現状と課題)

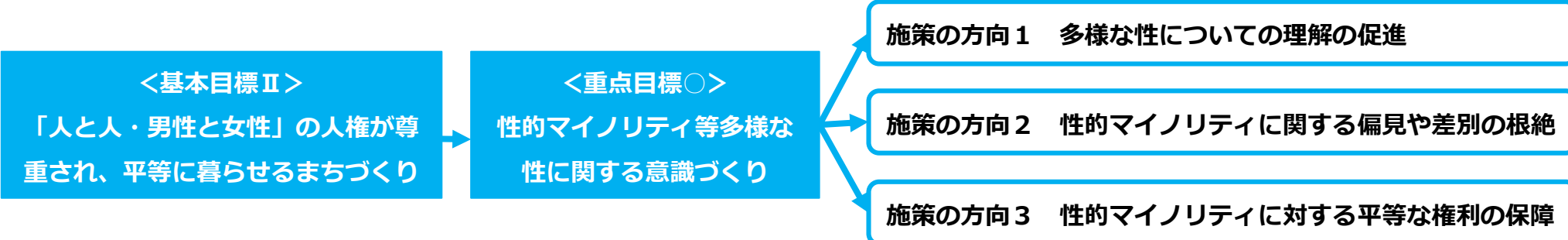
- ・ 町民の10人に1人がDVを受けたことがあると回答しており、DV（暴力）についての認識が高まってきていると言える。また相談窓口があることを知っている町民の割合が大幅に増加したことからも、DVに関する情報や窓口周知についての広報に一定の効果があると見込まれる。（H26：49.4% → R3：64.7% ※男女共同参画意識調査）
- ・ DVの状況が悪化する前の、被害者の早期発見・早期対応が重要であり、町民にとって身近で相談しやすい相談体制が必要。
- ・ 相談ケースの状況や特性に配慮した相談連携体制をとっているものの、各従事者の実践経験数は少なく、相談支援のノウハウが積みにくい状況である。複雑で困難な状況にある被害者が自立につながるまでの長期にわたる支援には、関係機関との連携と各従事者のスキルアップが必要。

(第4次計画のポイント案)

- DVという言葉の認知度は向上していると考えられるが、若年層への情報発信の強化に向けて、ホームページやSNS等での啓発を充実させる。
- DV・デートDVの予防のための教育や情報発信の強化。（人権教育・性教育・子育て世代への啓発等）
- 各関係機関が早期に気づき、早期に対応する対応力の向上を目指すとともに、一従事者を孤立させずにチームで被害者を最後まで支援する体制の構築を目指す。（男女共同参画推進員の活用）

※ DV防止に関する取組みは現行計画でも重点目標としているが、改正されたDV防止法の趣旨を踏まえ、今日でも社会的に大きな課題であることから、既存の重点目標を整理し、拡充してみてはどうか。（事務局）（重点5～6）

性的マイノリティ(LGBTQ)等に関する取組み(案)



※ 性的マイノリティ (LGBTQ) とは

Lesbian (レズビアン、女性の同性愛者)、Gay (ゲイ、男性の同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性別にも違和感を感じる人)、Questioning (クエスチョニング、性的指向や性自認がはっきりしない、決められないあるいは悩んでいる状況にある人)

(現状と課題)

- ・ 現代の日本では、ジェンダー平等における意識が世界的に遅れている。
- ・ 聖籠町においても、男女平等意識の啓発と並行して、多様な性への理解等啓発を行ってきたが、町民意識調査の結果からみても、「自身の性のあり方にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できている」と答える人が半数に満たない。

(第4次計画のポイント案)

- 性的マイノリティに対する正しい理解や偏見・差別について重点的に啓発を行う必要がある。(施策の方向①②)
- 学校教育における子どもたちへの男女平等教育は重要で、ジェンダーフリーな教育方針であるべき。(施策の方向①②)
- パートナーシップ制度の検討。(施策の方向③)

※ パートナーシップ制度とは

各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度。

- ◎ 性的マイノリティに関する課題は、今日でも社会的に大きな課題であることから、新しく重点目標に掲げてはどうか。(事務局) (施策の方向①～③)

男女共同参画推進員の活用について

聖籠町総務課

男女共同参画推進員 現行体制

次期計画策定に向けた取組み

男女共同参画計画策定委員会

- 有識者により組織された委員会
- 次期計画策定に向けた課題の検証、分析
- 提言（答申）

事務局（総務課）

- 会議の庶務及び所属間の連絡調整
- 委員会の議事を報告（随時）

聖籠町男女共同参画推進会議

- 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること

議 長：町長
副議長：副町長、教育長
委 員：課長等

具体的な作業を指示・報告

必要事項を
検討指示・報告

男女共同参画推進員

- 現行計画の検証
- 次期計画の体系案の検討

現行計画の取組みの内容

男女共同参画視点からの業務見直し

- ・ 通常業務に男女共同参画視点から見直しを行う
- ・ 職員への定期的な意識啓発として、研修の機会を提供

啓発活動

- ・ 各担当課の男女共同参画推進員として、通常業務の範囲内で啓発活動を行う
- ・ 男女共同参画週間（6月23日～29日）に集中的に啓発活動を実施

男女共同参画推進員の活用について(案)

男女共同参画計画策定委員会



男女共同参画推進員



各担当課

・ 必要事項を検討指示・報告

・ 意識啓発や業務点検等

(現状と課題)

- ・ 現行計画の取組みとして庁内推進体制を新設したところであるが、次期計画を策定するにあたり、計画を確実に推進するための推進体制の新しい活用方法が必要。
- ・ 現状として、現行計画の事業に対する担当課による自己評価が4または5の割合が約5割にとどまり、十分に事業を進められていない。
- ・ 現在の主な取組みとして男女共同参画計画の1年間の進捗状況の振り返りや研修の実施、男女共同参画週間の集中的な啓発活動等行ってきたが、庁内職員の意識改革等これまで以上に力を入れる必要がある。

(第4次計画のポイント案)

- 着実な事業実施のためのヒアリング体制を検討。
- 庁内の意識改善として、各担当課の業務点検を行うのはどうか。※①点検の内容(案)
- DVの相談窓口として、町保健師が対応にあたっているが、支援強化のためには各担当課との連携が欠かせない。推進員を活用することで、庁内横断的に対応できるのではないか。※②庁内相談体制の連携(案)

①点検の内容（案）

○ 業務の点検

- ・ 事業の実施にあたり、ニーズを的確に把握するとともに、男女共同参画視点が考慮されているか

○ 各担当課における計画の点検

- ・ 各担当課で策定されている計画、今後策定予定の計画は、男女共同参画を推進する視点に配慮しているか

○ 審議会等の委員に占める女性の割合の点検

- ・ 各担当課で設置する審議会・委員会等の女性の登用について積極的に登用するよう意識しているか

○ 町民向け公的刊行物の点検

- ・ 男女どちらかに偏った表現になっていないか
- ・ 外観や嗜好性など、男女を固定的なイメージで表現していないか
- ・ 目を引くために女性を起用していないか

○ 不必要な性別標記の点検

- ・ 性別記載が本当に必要であるかどうか

②DV相談体制の庁内連携（案）

○ 男女共同参画推進員の連携

- ・ 男女共同参画推進員を各関係担当課の第一窓口とし、円滑なDV相談体制を構築する